

## 理学療法士養成校就学生奨学金制度に関する規定

### (目的)

第1条 本制度は将来、理学療法の業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸し付けて、その就学を支援することを目的とする。

### (借受者資格)

第2条 本制度の奨学金借受者となる資格は以下の通りとする。

1. 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設（以下「養成施設等」という）に在学または入学する者
2. 理学療法士または作業療法士免許（以下「理学療法士免許等という」取得後は、理学療法業務に従事しようとする者
3. 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること
4. 奨学金の償還が確実に認められたとき

### (奨学金の申請手続)

第3条 奨学金の借受を希望する者は、必要書類を添えて公益財団法人穴澤病院（以下当財団という）に申請書を提出するものとする。

### (奨学金貸付者の決定)

第4条 当財団は、第3条の申請者から、書類選考及び面接を経て、奨学金貸付者を決定する。

### (奨学金貸付の額)

第5条 奨学金の貸付額は以下の通りとする。

1. 第1種奨学金 月額 10万円
2. 第2種奨学金 入学に際し納入する諸経費

### (奨学金返済の猶予)

第6条 奨学金借受者が、第2条1項の養成施設等を卒業後1年以内に理学療法士等免許を取得し、当財団において理学療法士等となり、引き続いてその業務に従事するとき又は、さらに他の養成施設に在学しているときは、第1種奨学金の返済を猶予する。

(奨学金の償還)

- 第7条 奨学金借受者は、前条の猶予を受けられなくなったとき、又は退学等により貸付が廃止されたときは、貸付を受けた全額について返済するものとする。
- 2 前条の猶予期間中であっても、第2種奨学金は返済するものとする。
  - 3 返済すべき奨学金は無利子とする。
  - 4 返済方法は、当院と借受者、両者協議の上決定する。

(奨学金返済の免除)

- 第8条 奨学金借受者が、第2条1項の養成施設等を卒業後1年以内に理学療法士等免許を取得し、当財団において理学療法士等となり、引き続いてその業務に従事する期間が、奨学金を受けた期間の2倍に達したときは、第1種奨学金の返済を免除する。

(その他)

- 第9条 この規定に定めのない事項については、当財団と借受者両者協議の上、決定履行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日より施行する

この規定は、平成23年4月1日より施行する

この規定は、平成24年4月1日より施行する